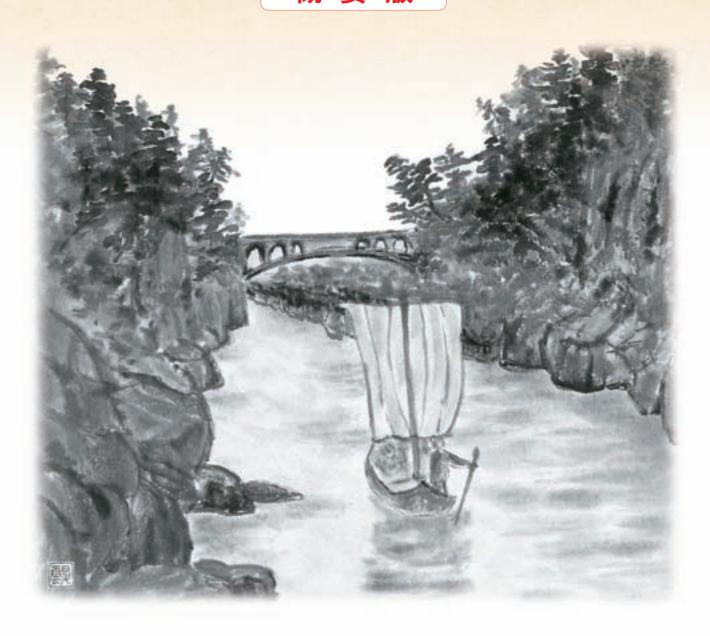
名勝天龍峡保存管理計画

概要版



飯田市では、平成21年度に『名勝天龍峡保存管理 計画』を策定しました。

この計画は、飯田市の宝である「名勝天龍峡」を将来にわたって継承するために、保存・管理そして活用計画の指針をまとめたものです。

このパンフレットはその概要を示したものです。

平成24年3月 飯田市・飯田市教育委員会

■ 名勝天龍峡と保存管理計画

1. 天龍峡の歴史

弘化4年(1847)4月29日、下川路村の郷医で文人の関島松泉の案内で峡谷を訪れた阪谷朗廬(漢学者)は、その優れた景観に賛嘆と畏敬の念を込め「天龍峡」と命名しました。その後、明治15年(1882)には日下部鳴鶴(書家)により、代表的な岩や橋などが「天龍峡十勝」として選定され、それぞれが姑射橋・龍角峯など命名されました。

明治末から昭和初期にかけ、外国人や著名人の川下りが盛んに行われ、旅行記や随筆を通じて天龍峡の名は世に喧伝されていきます。そして川路・龍江両地区の人々も、天龍峡公園(いまの天龍峡第一公園~第三公園)や今村公園の整備、保勝会(保存団体)の設立などの活動を通じ天龍峡を優れた景勝地へ育て上げてきたのです。

その優れた風致景観を世に認められた天龍峡は、昭和9年1月22日、国の「名勝」に指定されました。その指定範囲は、天竜川および河川域を含み、川路・龍江両地区でおよそ24万㎡になります(図1)。

❖[名勝]とは…

名勝とは、文化財保護法(以下「法」という)に定める文化財の種類で、「我が国にとつて芸術上又は観賞上価値の高いもの」(法第2条第1項第4号)であり、このうちの「重要なもの」(法第109条第1項)として国によって指定された庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地のことを示しています。有形文化財でいう所の「重要文化財」に相当します。

2. 名勝天龍峡の現状

名勝指定からおよそ80年を経た現在、天龍峡では風水害による岩盤崩落や樹木の繁茂による景観の変化などの自然的な要因に加え、名勝を取り巻く社会状況の変化などから多くの課題が顕在化しています。このため、名勝天龍峡を将来にわたって保存継承するための指針が必要となりました。

3. 保存管理計画の策定

名勝の管理団体である飯田市では、名勝天龍峡を将来にわたって保存継承するための指針として「名勝天龍峡保存管理計画」を平成18年~21年にかけ策定しました。

保存管理計画とは、文化財の持つ様々な価値を個別に明らかにし、その価値の保存と活用に関する基本的な方針を整理し、保存管理のための基準を定めた計画です。



現在の天龍峡



図1 名勝指定範囲

II 保存管理の基本方針

1. 目指す姿

明治末から昭和初期は、天龍峡観光が盛んな時代でした。その時代の天龍峡の姿はどのようなものだったのでしょうか。

その当時撮影された様々な写真を見ると、現在の天 龍峡に比べるとアカマツ林が多く、その他の樹木は少 ないか生長していないことがわかります。

このため、両岸の荒々しい岩肌や急峻な崖などが非常に良く見えています。

そして天竜川の水位も低いため、川幅は狭く、水流 も激しく、奇岩が水面から高く突き出している様子を 見ることができます。

このような優れた風致景観に加え、川辺に降りる遊 歩道や公園、四阿など天龍峡を観賞するための様々な 手段も十分整備されていました。

こうしたことから、この時代の天龍峡は、その歩み の中でも特に優れた姿であったといえます。

保存管理計画では、この時代の天龍峡を目指し、保 存管理の基本方針を策定することにしました。

2. 保存管理の基本方針

名勝天龍峡を適切に保存管理するための基本方針は、 以下のとおりです。



大正4年の天龍峡

1 名勝天龍峡を構<u>成する諸要素の抽出</u>

- ●本質的価値を構成する要素の抽出
- ●それ以外の要素の抽出
- ●指定地周辺の諸要素の抽出

4 指定地内外の一体的な景観保全

- ●指定地の景観保全と、周辺地域の良好な景観形成の誘導
- ●周辺地域における諸事業の調整

2 諸要素の適切な保存管理方法の具体化

- ●地区区分の設定
- ●地区区分ごとに所在する要素の保存管理方法の 具体化
- ●地区ごとの現状変更等の取扱基準の提示

5 整備計画の策定

- ●整備計画の策定
- ●整備計画の着実な実施

3 河川環境の保全

▼天龍峡の風致景観と密接に関連する指定地内の 河川環境の保全

6 保存管理のための組織及び運営体制の整備

- ●地域住民や観光関係者、関連行政機関から成る 組織・運営体制の整備
- ●文化庁、長野県との連携強化

Ⅲ 名勝天龍峡の価値

1. 名勝天龍峡の価値

名勝天龍峡の価値は、様々な要素が一つになって成り立っています。これらを「本質的価値を構成する諸要素」と言いますが、その要素にはどのようなものがあるのでしょうか。

1つ目としては、奇岩や断崖、様々な樹木、天竜川の水流などがあります。これらは自然的要素としてまとめることができます。

2つ目として、公園や遊歩道・視点場(景色を眺める場所)など天龍峡を観賞するための施設と、天龍峡十勝・天龍峡碑や歌碑・句碑など天龍峡が今に至るまでの歴史を物語るものがあります。これらは人文的要素としてまとめることができます。

更にこの2つが一体となった風致景観には天龍峡独特の特徴があります。それは指定地の北半部(つつじ橋以北から姑射橋周辺)の景観が主に岩や崖の目立つ狭隘な峡谷であるのに対し、南半部(つつじ橋以南)は森林に覆われた開放的で雄大な峡谷を見ることができるといった違いのあることです。

こうした本質的価値を構成する諸要素をまとめたも のが以下の図です。

2. その他の要素

道路や電柱など名勝天龍峡に直接関連しない要素も 存在します。また広がり続ける竹林やアレチウリなど 課題となる要素もあります。

名勝天龍峡の本質的価値を構成する諸要素



IV 地区区分と保存管理の考え方

広大な名勝指定地には、天龍峡の価値が多く集まっている場所、竹林に森林、そして公園や道路などの様々な施設もあり、その現状は一様でありません。

こうした指定地全体を一律に保存管理した場合、実 情に合わないことも生じてしまいます。

このため、名勝天龍峡の価値の分布状況や土地利用 の現状等に基づいて、以下のように地区区分を行い、 各地区の保存管理の考え方を定めています(図 2)。

①特別規制 A 地区 黄色の部分

姑射橋からJR飯田線鉄橋上流側の天竜川河川区域 内が該当します。

奇岩断崖が連続する峡谷部で、天龍峡十勝のうちの 六勝や、ツツジやカエデ等の植物、川下り舟の航路な どが存在し、名勝天龍峡の風致景観の中核となる最も 重要な地区です。

この地区の保存管理の考え方は、地形改変や景観の 阻害要因への規制、奇岩断崖の現状維持とそれらが際 立つように周辺の植物を含めた保存管理、そして視点 場などの人文的要素の復元・整備の実施等を定めてい ます。

②特別規制 B地区 オレンジ色の部分

姑射橋から上流及びJR飯田線鉄橋から下流の天竜 川河川区域内が該当します。

峡谷の幅はやや広がり、特別規制A地区とは異なる 景観が見られます。川下り舟の港や航路、天龍峡十勝 のうちの二勝などがあり、A地区に準ずる重要な地区 です。

この地区の保存管理の考え方も特別規制A地区に準 じています。

③第1種規制地区 緑色の部分

姑射橋下流部から指定地最下流部までの天竜川河川 区域外の両岸が該当します。

天龍峡十勝のうちの二勝、アカマツ林、ツツジ・カエデ類などの植物など多くの価値が存在しています。 峡谷と調和した自然豊かな森林景観で構成された重要な地区です。

この地区の保存管理の考え方は、地形改変や景観の 阻害要因への規制、奇岩断崖の現状維持とそれらが際 立つような森林の管理(剪定や間伐)、視点場・遊歩 道などの人文的要素の復元・整備の実施等を定めてい ます。

④第2種規制地区 紫色の部分

指定地最上流部から姑射橋上流部までの天竜川河川 区域外の両岸及び天龍峡第一から第三公園、今村公園 を含む区域が該当します。

公園・船着場などの観光利用や公開活用のための小 規模な開発が行われているものの、天龍峡の風致景観 上一定の役割を果たしている地区です。

この地区の保存管理の考え方は、景観の阻害要因への規制、公園や遊歩道など名勝を観賞するための施設 整備の実施等を定めています。

⑤第3種規制地区 ピンク色の部分

①~④以外の指定地内で、道路・駐車場・住宅・宿 泊施設などが存在する地区です。

この地区の保存管理の考え方は、風致景観に著しく 配慮を欠くものについて規制することを定めています。

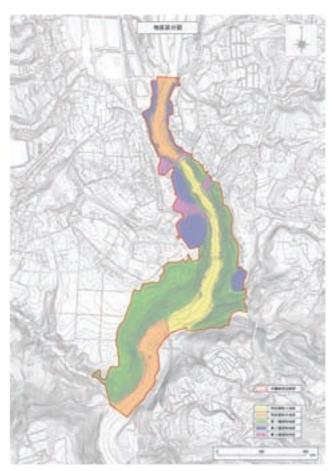


図 2 地区区分図

V 文化財保護法および他法令等による規則

1. 現状変更等の取扱基準

名勝天龍峡の現状を変更又は、保存に影響を与える 行為をしようとする場合(合わせて「現状変更等」と いいます。)は、文化財保護法第125条の規定により、 文化庁長官の許可が必要です。

保存管理計画では、IVで示した地区区分ごとに、保 存管理の考え方を踏まえ、以下のように現状変更等の 具体的な取扱基準を定めています。

地区区分ごとの現状変更の取扱基準(道路・橋梁・公園整備・鉄道軌道・崩落対策工事・河川改修等の取扱基準を除く※1)

		特別規制A地区	特別規制B地区	第1種規制地区	第2種規制地区	第3種規制地区
総	則	名勝の保存・活用を目的とするもの、 河川管理上必要と認められるもの以外 の現状変更は原則として許容(※5) しない。	名勝の保存・活用を目的とするもの、 河川管理上必要と認められるもの、そ の他公益上必要と認められるもの以外 の現状変更は原則として許容しない。	名勝の保存・活用を目的とするもの 及び関係機関の協議によって公益上特 に必要と認められるもの以外の現状変 更は原則として許容しない。	名勝の保存・活用を目的とするもの、 公益上必要と認められるもの以外の現 状変更は原則とし許容しない。	名勝の保存・活用に関わるもの及び 地域住民の生活に関わるもので、風致 景観に著しく支障をきたすもの以外の 現状変更は許容する。
建築物の新 築増改築・ 工作物等の 設置	建築物の 新築・増築・ 改築・建替 ※2・4	_	_	新築・増築については、名勝の保存・ 活用を目的とするもの以外は原則とし て許容しない。改築・建替については、 原則として同一敷地内で既存建物の高 さの範囲内で行うものとする。	新築・増築については名勝の保存・活 用を目的とするもの以外は原則として 許可しない。改築・建替については、原 則として同一敷地内で既存建物の高さ の範囲内で行うものとする。	新築については名勝の保存・活用を 目的とするもの以外は原則として許可 しない、増築・改築・建替については原 則として同一敷地内で既存建物の高さ の範囲内で行うものとする。
	工作物の 設置 ※3・4	許容しない。ただし、名勝の保存・ 活用を目的とするもの、川下り舟に関 連するもの及び河川管理上必要と認め られるもので、景観と調和したものは この限りでない。	原則として許容しない。ただし、名 勝の保存・活用を目的とするもの、川 下り舟に関連するもの及び河川管理上 必要と認められるもので、景観と調和 したものはこの限りでない。	名勝の景観にそぐわないものは許容しない。		
	石碑等の設置	許容しない。		名勝の保存・活用以外の設置等については許可しない。		
地形改変・ 土木工事等	土地の 形質の 改変・土壌・ 岩石の採取	原則として許容しない。ただし、名 勝の保存・活用を目的とするもの、船 着場の整備に関わるもの、河川管理上 必要と認められるものについてはこの 限りでない。	原則として許容しない。ただし、名 勝の保存・活用を目的とするもの、船 着場の整備に関わるもの、河川管理上 必要と認められるもの、その他公益上 必要と認められるものについてはこの 限りでない。	原則として許容しない。ただし、名勝の保存・活用を目的とするもの、その 他公益上特に必要と認められるものについてはこの限りでない。 許容しない。 許容しない。		
	電気・通信 施設の設置	許容しない。ただし、安全確保の措置に関わるもの、河川管理上必要と認められるものについてはこの限りでない。	原則として許容しない。ただし、安 全確保の措置に関わるもの、河川管理 上必要と認められるものについてはこ の限りでない。	新設・増設については名勝の保存・ 活用を目的とするもの以外は原則とし て許容しない。既存の電柱・線路の更 新にあたっては景観に配慮した色彩と する。	もの以外は原則とし 存の電柱・線路の更 が設・増設は、最小限必要な範囲で景観に配慮した色彩のもの以外は許容しな	
	水道施設工事	許容しない。		既存施設の改修以外は許容しない。	新設・増設・改修については最小限必要な範囲以外は許容しない。	
植物の採取木竹の伐採植栽	植物の採取	原則として許容しない。ただし、名勝の保存・活用を目的とするもの、安全 確保の措置に関わるものについてはこの限りでない。		健保の措置に関わるもの、その他公益上必要と認められるものについてはこの 際はでかい。		木竹の伐採については原則として許容しない。ただし、危険木・景観支障 木 (周辺との調和の検討及び伐採後の
	木竹の伐採	原則として許容しない。ただし、危険木・景観支障木 (周辺との調和の検討 及び伐採後の修景を条件とする。) についてはこの限りでない。		原則として許容しない。ただし、危険木・景観支障木 (周辺との調和の検討 及び伐採後の修景を条件とする。)、その他公益上必要と認められるものについ てはこの限りでない。		修景を条件とする。)、その他公益上必要と認められるものについてはこの限りでない。家屋・宿泊施設敷地内の植
	植栽	原則として許容しない。ただし、枯損した岩場の植物の補植、修景を目的と する植栽はこの限りでない。枯損した岩場の植物を補植する場合は同一種とす る。修景を目的とする植栽は周囲の植生と調和した郷土種とし、移入種・外来種 は許容しない。		原則として許容しない。ただし、枯 損した岩場の植物の補植。修業を目的 とする植裁はこの限りでない、枯損し た岩場の植物を補植する場合は同一種 とする。修業を目的とする植栽は周囲 の植生と調和した郷土種とし、移入 種・外来種は許容しない。	原則として許容しない。ただし、修 景を目的とする植栽及び公園樹木の更 新はこの限りでない、修業を目的とす る植栽は周囲の植生と調和した郷土種 とする。公園樹木の更新は同一種もし くは郷土種とし、移入種・外来種は許 容しない。	物の採取・木竹の伐採については周囲 の景観に配慮したもの以外は許可しな い、植栽は周囲の景観を損なわないよ うに、移入種・外来種を持ち込まない ことが望ましい、道路31の植栽の更 新は、同一種もしく郷土種とし、移入 種・外来種は許容しない。

- ※1 遠路・横梁・公園整備・鉄道軌道・崩落対策工事・河川改修等の取扱基準については、「名勝天龍峡保存管理計画」本書を参照してください。 ※2 建築物=土地に付着する工作物のうち、屋根及び柱もしくは壁を有するもの。人間の滞留性のあるもの。住宅・店舗・宿泊施設・車庫など。 ※3 工作物=地上・地中に人口を加えて製作したもの。建築物に付属する塀やフェンス・街灯・標識類・屋外広告物など。 ※4 建築物・工作物等に関しては、色彩・材質等についての設置基準もあります。詳細は「名勝天龍峡保存管理計画」本書を参照してください。 ※5 許容一文化財保護法による現状変更等の許可(法125条)、同意(法168条)を合わせて「許容」としています。

2. 文化財保護法以外の法令等による規則

名勝天龍峡及び周辺地域には、文化財保護法以外にも 以下に示す法令等に基づく規則があり、それぞれの指定 地における諸行為に許可等が必要な場合があります。

①森林法

名勝指定地内では、今村公園南側の一部が森林法に 基づく保安林区域に指定されています。

②自然公園法

名勝指定地全域が、自然公園法に基づく天竜奥三河 国定公園第1種特別地域に指定されています。

③河川法

名勝天龍峡を流れる天竜川は、河川法に基づく一級 河川に指定されています。

4)都市計画法

右岸側の川路地区は、都市計画法に基づく都市計画 区域に指定されています。

⑤長野県立自然公園条例

名勝指定範囲から上流側は、長野県立自然公園条例 に基づく天竜小渋水系県立自然公園第3種特別区域 に指定されています。

⑥飯田市景観条例

名勝天龍峡は、景観法に基づく飯田市景観条例によ り策定された飯田市景観計画により飯田市景観計画 地域に指定され、かつ右岸は、景観育成特定地区に 指定されています。

⑦飯田市屋外広告物条例

名勝天龍峡は、屋外広告物法の規定に基づく飯田市 屋外広告物条例により、屋外広告物の設置が制限さ れています。

VI 公開・活用の方針

名勝天龍峡は、数多くの人々が、「見て、知って、楽 しむ (公開・活用)」ことで将来的に受け継がれ、守り 伝えられていきます。

保存管理計画では、公開・活用を進めるために、「名 勝の保全・管理」と、「普及啓発・公開活用のための整 備」について、以下のようにそれぞれの方針を定めて います。 「名勝の保全・管理」では、名勝の風致景観を向上し、 維持するために、森林や岩などの自然的要素について の管理の方針などを定めています。

「普及啓発・公開活用のための整備」では、名勝を観賞するための施設の整備や、天龍峡に関する学習活動の充実などの方針を定めています。

名勝の保全と管理

- ●森林の管理
- ●岩や崖の管理
- ●河川環境の保全
- ●指定地内の風致の向上
- ●指定地周辺の景観の維持と向上
- 人文的要素の保存

普及啓発・公開活用のための整備

- ●ガイダンス施設等の整備
- 視点場・遊歩道等の整備
- ●公園整備
- ●自然学習機会の充実
- ●船着場の検討
- ●安全管理対策
- ●周辺施設との連携
- ●周辺整備

VII 保存管理計画の運営・運用体制

名勝天龍峡の保護のためには、保存管理計画の運営・運用体制が必要になります。右図はその運営・運用体制を示しています。

地域の代表の方々や観光団体・関連行政機関等は、 運営・運用体制の中心となる「名勝天龍峡保護活用協 議会」を組織し、保存管理計画に定めのない課題が生 じた場合などに方針を決定します。

また、整備計画や整備の詳細部分の検討など様々な 課題に専門的見地から対処するために、整備検討委員 会などの専門委員会を必要に応じて設置します。

名勝天龍峡に関連する行政機関は「名勝天龍峡保護 活用検討委員会」を組織し、情報の共有や連絡調整に 努め、協議会で決定した方針を具体化します。

また、各地区のまちづくり委員会や地域づくり委員会、関連団体とも連携協働に努めます。

指導·助言 文化庁·長野県教育委員会·下伊那地方事務所

指導·助言

方針の決定 【名勝天龍峡保護活用協議会】

専門的見地からの判断

- ●龍江地域づくり委員会代表
- ●川路まちづくり委員会代表
- ●千代地区まちづくり委員会代表
- 学識経験者
- (保存管理計画策定委員を含む)
- ●観光団体代表·国·県·市

事務局

● 飯田市教育委員会·飯田市

提案調整

構成

● 学識経験者

提案

方針の具体化

【専門委員会】

●飯田市教育委員会・飯田市

【名勝天龍峡保護活用検討委員会】

構成

関連行政機関(国・県・市)

事務局

●飯田市教育委員会・飯田市

連携組織 連携 ●龍江地域づくり委員会

- 川路まちづくり委員会千代地区まちづくり委員会
- 関連団体等(観光協会等)

Ⅷ 私たちの名勝天龍峡

名勝天龍峡が景勝地として歩んだ歴史は、命名以来 わずか160年ほどです。他の著名な景勝地に比べると 歴史の新しい景勝地と言えます。しかし、この短い期 間に、これほどまでの名声を得た理由は何だったので しょうか。

それは、地域の皆様の天龍峡に寄せた想いです。

素晴しい景観を多くの人々に見てもらいたい、知ってもらいたい、守り伝えたい、そんな想いが公園や遊歩道、川下り舟や宿泊施設の整備、保勝会の設立に繋がっていきました。

そして治水事業の達成や、水位上昇による景観変化の改善も、地域の皆様の想いが結実したものです。 今後私たちは、地域で育てた天龍峡を、損なうことなく未来に引き継ぐ責務があります。その指針となる「名勝天龍峡保存管理計画」にご理解いただき、今後ともご支援いただけますようにお願い申し上げます。

『龍峡小唄』(昭和3年発表) 作詞 白鳥省吾

- 1 天龍流れて稲穂はこがね 繭はしろがね お国自慢の天龍峡
- 2 伊那の黒土踏みふみござれ 川は天龍 山は赤石見てござれ
- 3 川を隔てて灯が見える 籾を引く灯か 物を縫ふ灯か恋の灯か
- 4 川路龍江を結ぶの神の かけた虹かや 姑射の吊橋みな渡る
- 5 岩を伝ふて舟曳く人の 唄に合はせて 可愛い眼白がチロロ啼く
- 6 岩は千畳敷踊れや歌へ 岸のさくらも 水を鏡に花ざかり
- 7 伊那の乙女の襷のいろか 初心な情か 岩間つつじの色のよさ
- 8 淵は深いし岩険しいし 岸の白百合 誰が折るやら霧が抱く
- 9 秋は優しや龍角峯も 紅葉飾りて 紅葉散らして化粧する
- 10 烏帽子石岩さへ綿帽子かぶる 雪に雪見酒 浮世離れた天龍峽

※白鳥省吾 (しろとりせいご 筆名は しらとりしょうご など 1890~1973年 詩人・作詞家など) ※中山晋平 (なかやましんぺい 1887~1952年 作曲家)



■概要版の内容及び計画に関するご質問等は 下記へご連絡ください

飯田市教育委員会 生涯学習・スポーツ課文化財保護係

〒395-8501 飯田市大久保町2534番地 TEL: 0265-22-4511 (内線3575)

FAX: 0265-22-7969